

## 法人異動事項（連結納税承認等事項）申告書の記載要領

### 1 用途等

この申告書は、大阪府内に事務所又は事業所を有する法人で、法人税法等の一部を改正する法律（平成14年7月法律第79号）による改正後の法人税法第4条の2の適用を受ける連結法人（連結親法人又は連結子法人）が、同法第4条の3の規定に基づく連結納税の承認等に伴って生じた地方税法の一部を改正する法律（平成14年7月法律第80号）による改正後の地方税法第72条の13に規定する事業年度又はみなし事業年度及びその他の異動事項を申告する場合に使用してください。

### 2 記載方法

- (1) 「申告書提出法人」欄には、この申告書を提出する法人が連結親法人又は連結子法人のいずれであるのかについて、「□」に「レ」を記入してください。
- (2) 「本店所在地」欄には、定款に記載されている本店又は主たる事務所等の所在地等を記載してください。
- (3) 「大阪府内における主たる事務所等所在地」欄には、大阪府内の事務所等のうち、主たる事務所等の所在地等を記載してください。
- (4) 法人番号（13桁）を記載してください。
- (5) 「1 連結納税承認等に伴う事業年度等の事項」欄の記載
  - ア「① 承認等の区分・事由」欄には、連結納税の承認等の区分として「ア□」から「オ□」のうち、該当する「□」に「レ」を記入してください。

なお、「エ□」に「レ」を記入した場合には、「事実が生じた法人」が「□親法人 □子法人」のいずれであるかについて「□」に「レ」を、また、該当する事実について「□」に「レ」をそれぞれ記入してください。
  - イ「② ①の事実発生等年月日」欄には、「① 承認等の区分・事由」の発生日を記載してください。

なお、「エ□」に「レ」を記入した場合で、登記事項であるものについては、登記年月日も記載してください。
  - ウ「③ 連結親法人の最初連結事業年度又は連結適用事業年度」欄には、この申告書を提出する法人が連結親法人又は連結子法人のそれぞれの場合において、「①承認等の区分・事由」欄の該当する区分に応じ、連結親法人の最初連結事業年度又は連結適用事業年度を記載し、「ア」に該当する場合を除き、記載した事業年度が最初連結事業年度又は連結適用事業年度のいずれであるのかについて、「□」に「レ」を記入して示してください。

なお、「ア」に該当している場合において、連結納税の承認を受けた連結親法人の事業年度が設立事業年度である場合には「□ 設立事業年度」の「□」に、設立事業年度の翌事業年度である場合には「□設立事業年度」の「□」に「レ」を記入してください。
  - エ「④ みなし事業年度」欄には、この申告書を提出する法人が連結親法人の場合にあつては「①承認等の区分・事由」欄の該当する区分（「ア」に該当する場合を除く）に応じて記載した最初連結事業年度又は連結適用事業年度について、みなし事業年度が生じた場合に当該事業年度を記載してください。

また、この申告書を提出する法人が連結子法人の場合にあつては、「①承認等の区分・事由」欄の該当する区分に応じて設定された「③ 連結親法人の最初連結事業年度又は連結適用事業年度」に関連して生じたみなし事業年度を記載するとともに、当該事業年度のうち連結適用事業年度となるものについて、「□」に「レ」を記入して示してください。

**※ ウ及びエで記載する各事業年度は、法人税の課税標準の算定期間である事業年度と同一なものとなりますので留意してください。**

- (6) 「2 連結親法人に関する事項」欄には、この申告書を提出する法人が連結子法人である場合にのみ、連結親法人名等の事項を記載してください。

なお、「設立年月日」欄には、平成14年4月1日以降に設立された連結親法人である場合に限り記載し、大阪府内に事務所等を有さない場合の「大阪府内における主たる事務所等所在地」欄への記載は「事務所等なし」と記載してください。
- (7) 「3 その他異動事項」欄には、この申告書を提出する場合において、(5)又は(6)の事項以外の事項について異動がある場合にその事項等を記載してください。

### 3 添付書類

- ・ 「事実を証する書類の写し」については、連結納税の承認通知がなされた場合の当該通知書、取消処分  
の通知書又は取りやめ承認の通知書等の写し1部を添付してください。
- ・ 「登記事項証明書」については、申告する異動事項に関し、登記事項の変更が伴う場合に限り登記事項  
証明書の写し1部を添付してください。

**※この申告書の記載事項について必要があるときは、「備考」欄への記載又は所要の調整をして使用してください。**